1 業務方法書の取扱い(平成16年5月6日通知)

(下線部変更)

別表	

受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表(第7条の2、第9条及び第12条関係)

- $1. \sim 4.$ (略)
- 5. 業務方法書第45条第3項第1号に規定する当社が定める時価及び率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、国債証券については、次のとおりとする。

別表

受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表(第7条の2、第9条及び第12条関係)

旧

- $1. \sim 4.$ (略)
- 5.業務方法書第45条第3項第1号に規定する当社が定める時価及び率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、国債証券については、次のとおりとする。

有価 証券 の種 類	時価		時価に乗ずべき率		
	日本証		(1) (略)		
	券業協	当該売			
	会が売	買参考	(2)変動利付国債		
国債	買参考	統計值	a 残存期間1年以内のもの		
証券	統計値	(注)	<u>100分の99</u>		
	を発表	のうち	b 残存期間1年超5年以内のもの		
	するも	平均值	<u>100分の99</u>		
	の		c 残存期間5年超10年以内のもの		

有価			
証券	n±./=:		14年/ア亜半ッキボ
の種	時価		時価に乗ずべき率
類			
	日本証		(1) (略)
	券業協	当該売	
	会が売	買参考	(2)変動利付国債
国債	買参考	統計值	a 残存期間1年以内のもの
証券	統計値	(注)	<u>100分の98</u>
	を発表	のうち	b 残存期間1年超5年以内のもの
	するも	平均值	<u>100分の98</u>
	の		c 残存期間5年超10年以内のもの

	<u>100分の98</u>		<u>100分の97</u>
	d 残存期間10年超20年以内のもの		d 残存期間10年超20年以内のもの
	100分の97		100分の96
	(3)分離元本振替国債及び分離利息振替国		(3)分離元本振替国債及び分離利息振替国
	債		債
	a~c (略)		a~c (略)
	d 残存期間10年超20年以内のもの		d 残存期間10年超20年以内のもの
	<u>100分の96</u>		<u>100分の95</u>
	e (略)		e (略)
	f 残存期間30年超のもの		f 残存期間30年超のもの
	<u>100分の91</u>		<u>100分の90</u>
(注) (略)		(注) (略)	
6. ~13. (略)		6. ~13. (略)	

2 附 則

この改正規定は、平成28年1月18日から施行する。